

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。



- 愛媛県災害対策本部では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載した防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)に関する情報を、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。



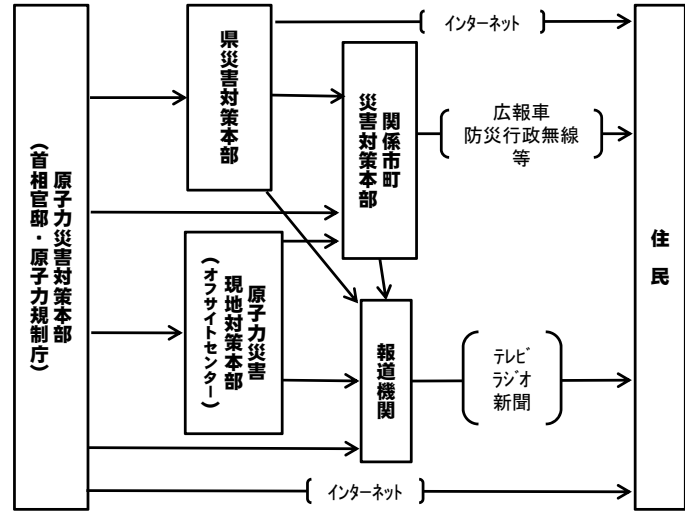
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

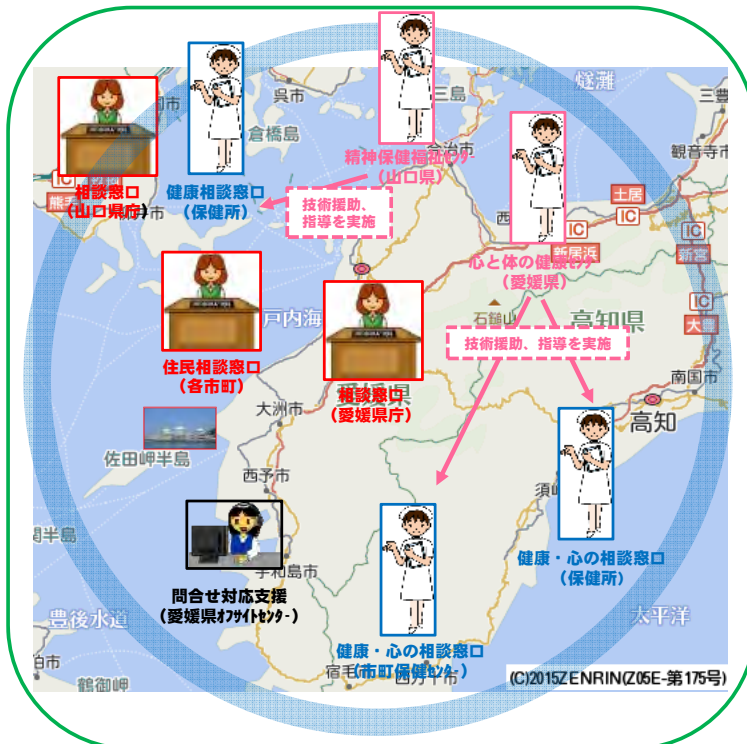
（一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有）

【情報発信のイメージ】



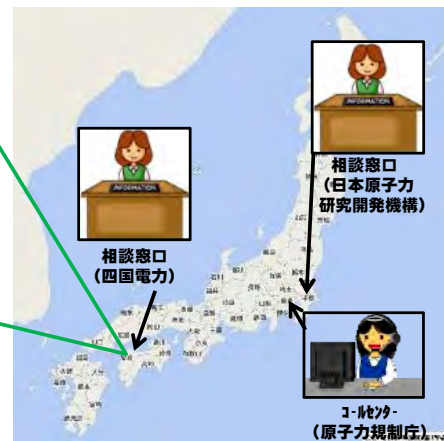
国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- オフサイトセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(四国電力)



3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に緊急会議を設置し、緊急会議メンバー13名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14名、瀬戸総合体育館に7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。

自主防災組織は各地区の屋外拡声子局に設置された双方向通信機により情報共有

災害対策本部
伊方町役場

一時集結所
伊方中学校

一時集結所
瀬戸総合体育館

現地災害対策本部
瀬戸総合支所

消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

●: 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所 (30箇所)

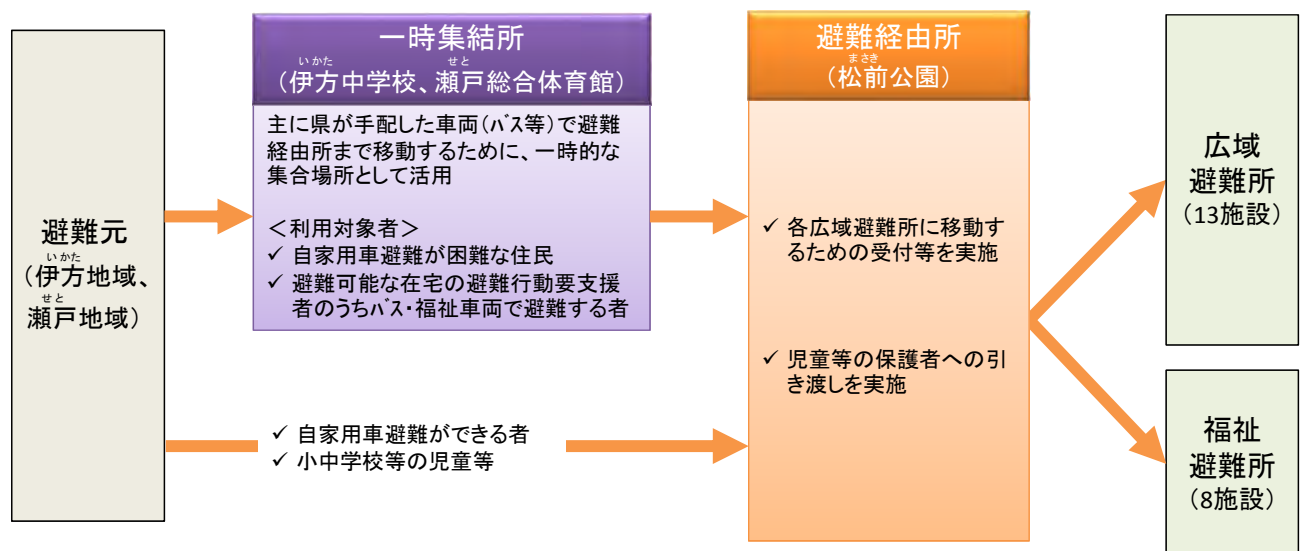
(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

PAZ圏内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。

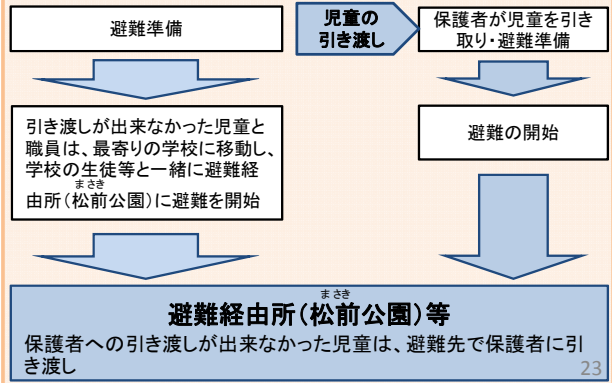
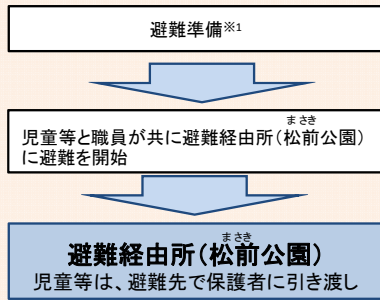


PAZ圏内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約330人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路等(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約150人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の生徒等と一緒に避難経路等(松前公園)等に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	21人	9人	30人
伊方(いかた)小学校	120人	16人	136人
九町(くちょう)小学校	58人	15人	73人
伊方(いかた)中学校	130人	23人	153人
合計(4施設)	329人	63人	392人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	15人	4人	19人
伊方(いかた)保育所	98人	20人	118人
九町(くちょう)保育所	21人	6人	27人
加周(かしゅう)保育所	14人	4人	18人
合計(4施設)	148人	34人	182人

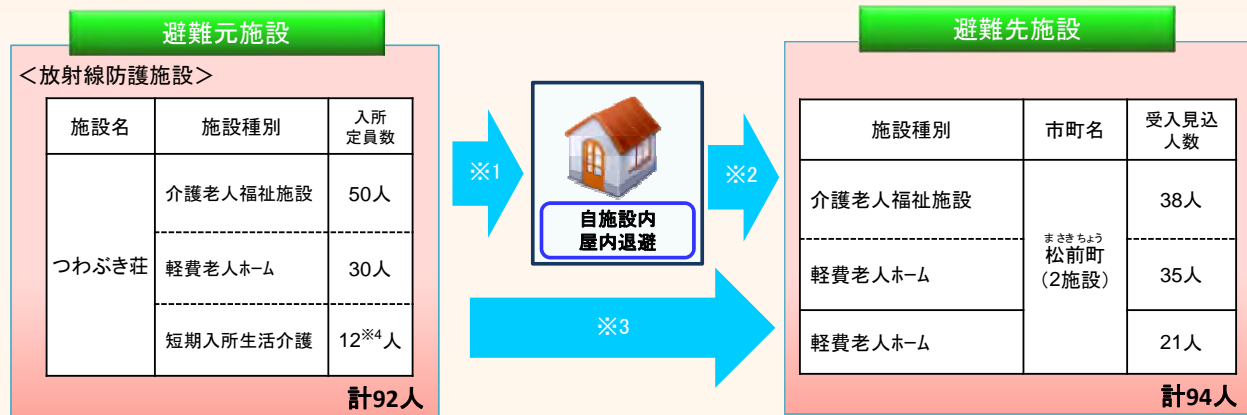


※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
 ※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。

PAZ圏内の社会福祉施設の入所者への対応

- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済であり、30km圏外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

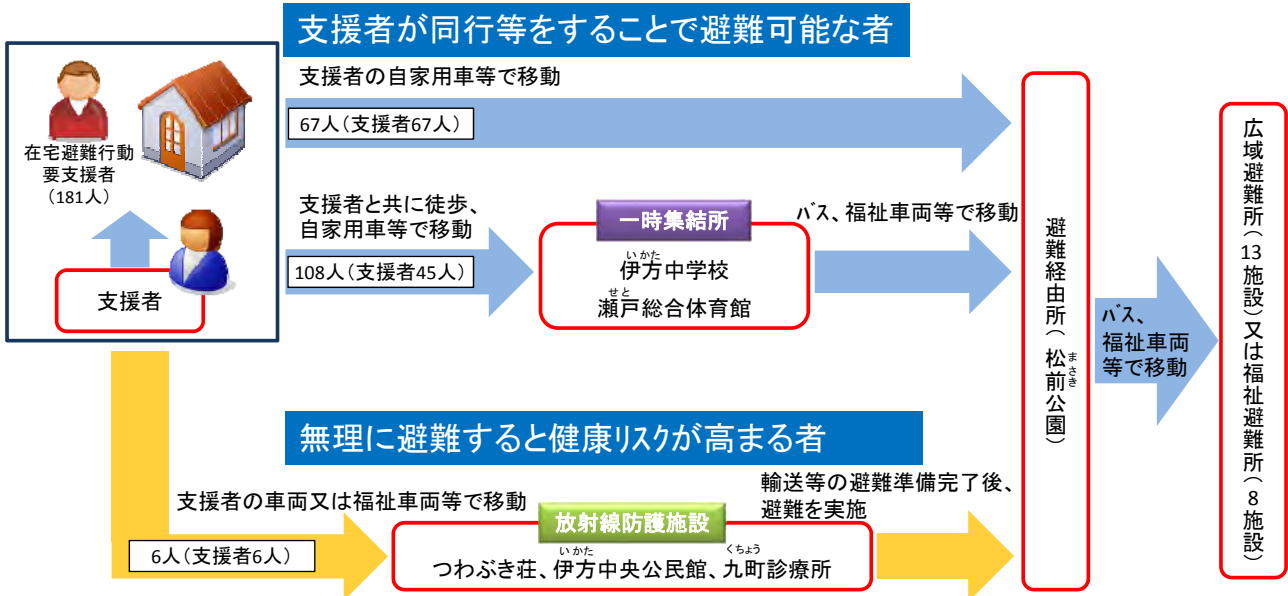
<PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方>



※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
 ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者の181人うち、118人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護施設へ移動。



PAZ圏内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約850人について、バス25台、福祉車両27台(ストレッチャー仕様9台、車椅子仕様18台)。

	想定対象人数	必要車両台数 ^{※1,2}			備考
		バス ^{※3}	福祉車両 ^{※4} (ストレッチャー仕様)	福祉車両 ^{※4} (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	574人 (児童等477人+職員97人) (8箇所)	10台 (26人乗) 9台 (46人乗)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P23】
社会福祉施設の入所者等の避難 ^{※5}	106人 (入所者86人+職員20人) (1箇所)	2台 (46人乗) (入所者63人+職員8人)	5台 (入所者10人+職員5人)	7台 (入所者13人+職員7人)	【資料P24】
在宅の避難行動要支援者等の避難	153人 (要支援者108人+支援者45人)	4台 (46人乗) (要支援者81人+支援者24人)	3台 (要支援者6人+支援者7人)	11台 (要支援者21人+支援者14人)	【資料P25】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	12人 (要支援者6人+支援者6人)	0台	1台 (要支援者6人+支援者6人)	0台	放射線防護施設に輸送 近距離のため福祉車両1台でピストン輸送(3往復)を想定 【資料P25】
合計	845人	25台	9台	18台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算
 ※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定
 ※4 福祉車両(ストレッチャー仕様、車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定
 ※5 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、PAZ・UPZ圏内のバス会社が保有する車両のほか、学校、社会福祉施設及び四国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

	確保車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	25台	9台	18台	
(B) 確保車両台数	計28台以上	計10台以上	計18台以上	
確保先	学校、社会福祉施設	5台	1台	各種車両の1台当たりの実乗車人数 【バス等】29名(2台)、15名、10名、7名乗り 【福祉車両(ストレッチャー仕様兼車椅子仕様)】 ストレッチャー1名乗り、車椅子2名乗り ※ストレッチャー仕様と車椅子仕様を1台ずつ積算 【車椅子仕様】車椅子1名乗り
	愛媛県のPAZ・UPZ 圏内市町のバス会社	23台以上	—	バス台数の内訳 【バス】10台(26名乗り)13台(46名乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する 車両総数262台
	四国電力	—	9台以上	16台以上

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

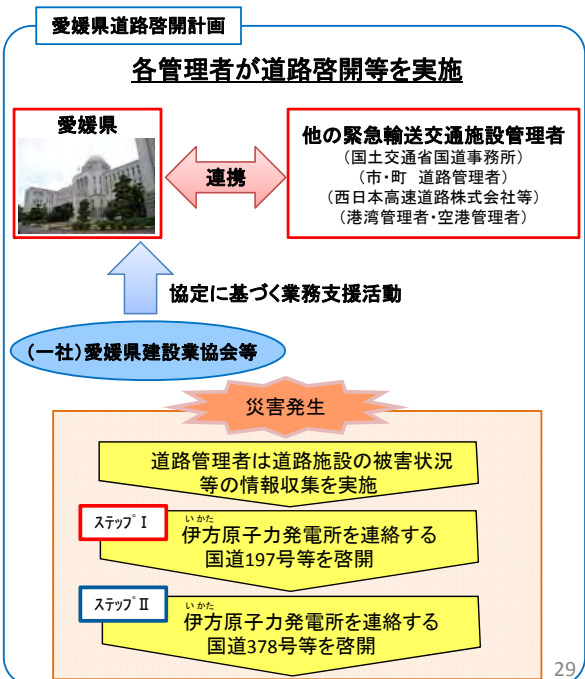
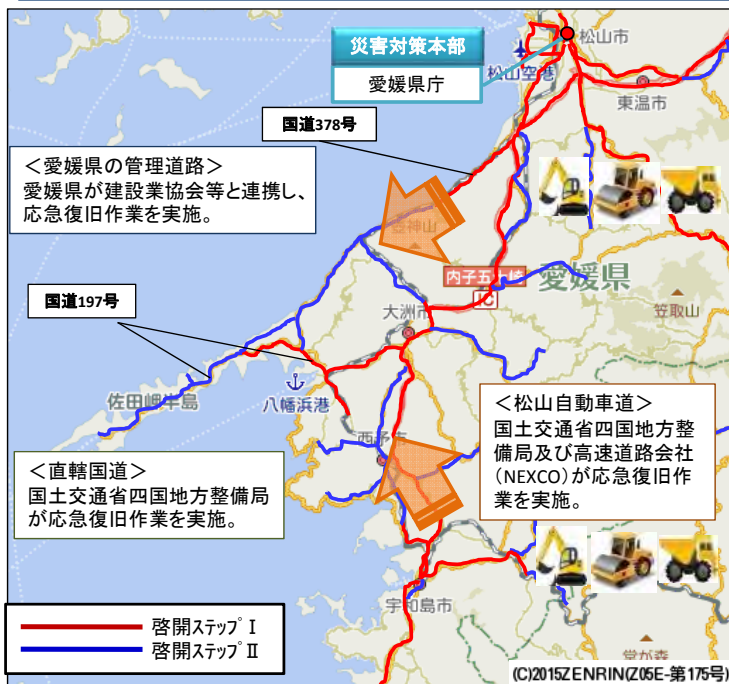
- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- PAZ圏内の放射線防護施設は、整備中施設を含めて3施設1,035人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、1,035名がおおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

放射線防護施設(PAZ圏内:3施設)



避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、愛媛県、伊方町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。

- 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



4. PAZ圏の全面緊急事態 における対応

〈対応のポイント〉

1. 自家用車による避難ができない住民の移手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。